

公益通報者保護制度の概要と 制度の実効性向上に関する検討の経緯

平成30年1月26日
消費者庁説明資料

目次

1. 公益通報者保護制度の概要… 3
2. 公益通報者保護制度の意義… 9
3. 公益通報者保護制度の現状と課題… 15
4. 公益通報者保護制度の実効性向上に関する
検討の経緯… 23

1. 公益通報者保護制度の概要

公益通報者保護法の制定の経緯

(平成16年6月公布、平成18年4月施行)

1. 食品偽装やリコール隠しなど、**消費者の安全・安心を損う企業不祥事**が、**組織内部からの通報を契機として相次いで明らかになった。**

通報を契機として明らかになった主な不祥事の例

事業者概要(時期※)	発端(通報の経路)	不正の内容	是正結果
A社(自動車) (2000年6月頃)	社員 ⇒ 旧運輸省	リコール隠し(リコール届出をせずに回収・修理を実施)	道路運送車両法違反 ⇒ 行政措置、刑事告発
B病院(大学病院) (2001年12月)	病院内部 ⇒ 大学理事長、患者遺族	医療事故隠蔽、カルテ改ざん	証拠隠滅罪等 ⇒ 逮捕
C社(食品) (2002年1月)	取引先 ⇒ 県警本部	輸入牛を国産牛と虚偽申請し買取代金を詐取、産地偽装の牛肉を販売	詐欺罪 ⇒ 刑事告発 JAS法等違反 ⇒ 行政措置
D社(食品) (2002年3月)	匿名 ⇒ 生協	輸入鶏肉を国産と偽装表示して販売	JAS法等違反 ⇒ 行政措置 不正競争防止法違反 ⇒ 逮捕
E社(化学) (2002年5月)	匿名 ⇒ 東京都食品監視課	違法な原料(アセトアルデヒド等)を使用した香料を食品メーカーに出荷	食品衛生法違反 ⇒ 行政措置
F社(食品) (2002年5月)	社員 ⇒ 農林水産省	違法な物質(防腐剤)を使用して肉まんを製造	食品衛生法違反 ⇒ 行政措置
G社(食品) (2002年8月)	関係者 ⇒ 農林水産省	輸入牛を国産牛と虚偽申請し買取代金を詐取	詐欺罪 ⇒ 刑事告発
H社(電力) (2002年9月)	発電所検査業者元社員 ⇒ 旧通産省	自主点検作業における修理作業等についての不正記載	電気事業法等違反 ⇒ 行政措置

※出典：国民生活審議会消費者政策部会公益通報者保護制度検討委員会配布資料(平成15年5月19日付)、上記記事に関連する各新聞報道等

2. そこで、事業者の**法令遵守を推進し、国民の安全・安心を確保するため**、① 事業者内部の違法行為について通報を行った労働者に対する解雇等の禁止や、② 公益通報に関し事業者がとるべき措置等を定めた**「公益通報者保護法」が制定**された。

(※)時期は、各企業の第三者委員会報告書や新聞報道等により各事例が明らかになった年を記載。

公益通報者保護法の概要①

1. 公益通報者保護法の目的

食品偽装やリコール隠しなど、消費者の安全・安心を損なう企業不祥事が、事業者内部からの通報を契機として相次いで明らかに。

そこで、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産の保護に係る法令の遵守を図ることを目的として制定。

(平成16年6月公布、平成18年4月施行)

2. 公益通報の対象

- ① 労働者（公務員を含む）が
- ② 不正の目的でなく
- ③ 労務提供先について
- ④ 通報対象事実（※）が
- ⑤ 生じ又はまさに生じようとする旨を
- ⑥ 所定の通報先に
- ⑦ 所定の保護要件を満たして通報をした場合に公益通報者として保護

（※）刑法、食品衛生法、金融商品取引法、JAS法、大気汚染防止法、廃棄物処理法、個人情報保護法、その他政令で定める対象法律（30年1月1日現在464法律）に規定する刑罰規定違反

3. 公益通報者の保護

所定の要件に該当する通報を行った「公益通報者」を、解雇その他の不利益取扱いから保護。

- ・ 解雇の無効
- ・ 不利益取扱いの禁止
- ・ 労働者派遣契約の解除の無効

国民の生命、身体、財産等の保護に関わる法律で、本法及び政令で定めた法律に違反する「犯罪行為」又は「最終的に刑罰につながる行為」をいう。

その他外部への通報の保護要件

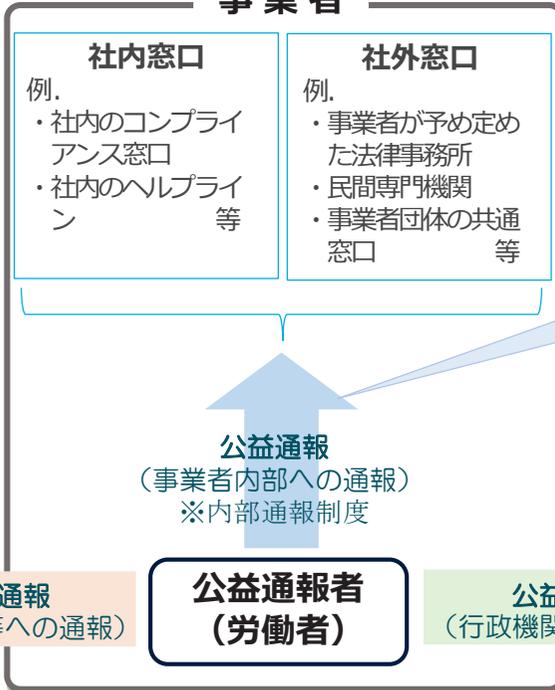
ア、イ、ウに加えて、

エ 以下のいずれかの要件を満たすこと

- i 内部通報では不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合
- ii 内部通報では証拠隠滅のおそれがある場合
- iii 労務提供先から内部及び行政機関へ公益通報をしないことを正当な理由がなく要求された場合
- iv 書面により労務提供先に公益通報をした日から二十日を経過しても、調査を行う旨の通知がない場合又は正当な理由がなく調査を行わない場合
- v 生命・身体への危害が発生する場合

報道機関、消費者団体等
(被害の発生・防止等のために必要と認められる者)

事業者



内部通報の保護要件

- ア 不正の目的の通報でないこと
- イ 通報対象事実が生じ、又は生ずるおそれがあると思料すること

行政機関への通報の保護要件

- ア、イに加えて、
- ウ 通報内容に真実相当性があること

公益通報
(報道機関等への通報)

公益通報
(行政機関への通報)

処分等の権限を有する行政機関

公益通報者保護法の概要②

1. 通報者の努力義務

公益通報者は、他人の正当な利益又は公共の利益を害することのないよう努めなければならない。

(他人の正当な利益等の尊重)

第八条 第三条各号に定める公益通報をする労働者は、他人の正当な利益又は公共の利益を害することのないよう努めなければならない。

2. 事業者の努力義務

公益通報を受けた事業者は、是正措置を講じたときは、遅滞なく、通報者に通知するよう努めなければならない。

(是正措置等の通知)

第九条 書面により公益通報者から第三条第一号に定める公益通報をされた事業者は、当該公益通報に係る通報対象事実の中止その他是正のために必要と認める措置をとったときはその旨を、当該公益通報に係る通報対象事実がないときはその旨を、当該公益通報者に対し、遅滞なく、通知するよう努めなければならない。

3. 行政機関の義務

- ① 公益通報を受けた行政機関は、必要な調査を行い、法令違反の事実があると認めるときは、法令に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。
- ② 通報者が、処分権限等を有しない行政機関に通報したときは、その行政機関は、処分権限等を有する行政機関を教示しなければならない。

(行政機関がとるべき措置)

第十条 公益通報者から第三条第二号に定める公益通報をされた行政機関は、必要な調査を行い、当該公益通報に係る通報対象事実があると認めるときは、法令に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

(教示)

第十一条 前条第一項の公益通報が誤って当該公益通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有しない行政機関に対してされたときは、当該行政機関は、当該公益通報者に対し、当該公益通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を教示しなければならない。

4. 一般法理による保護

本制度は、労働契約法第16条（解雇権濫用に関する一般法理）等の規定の適用を妨げない。

(解釈規定)

第六条 前三条の規定は、通報対象事実に係る通報をしたことを理由として労働者又は派遣労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをすることを禁止する他の法令（中略）の規定の適用を妨げるものではない。

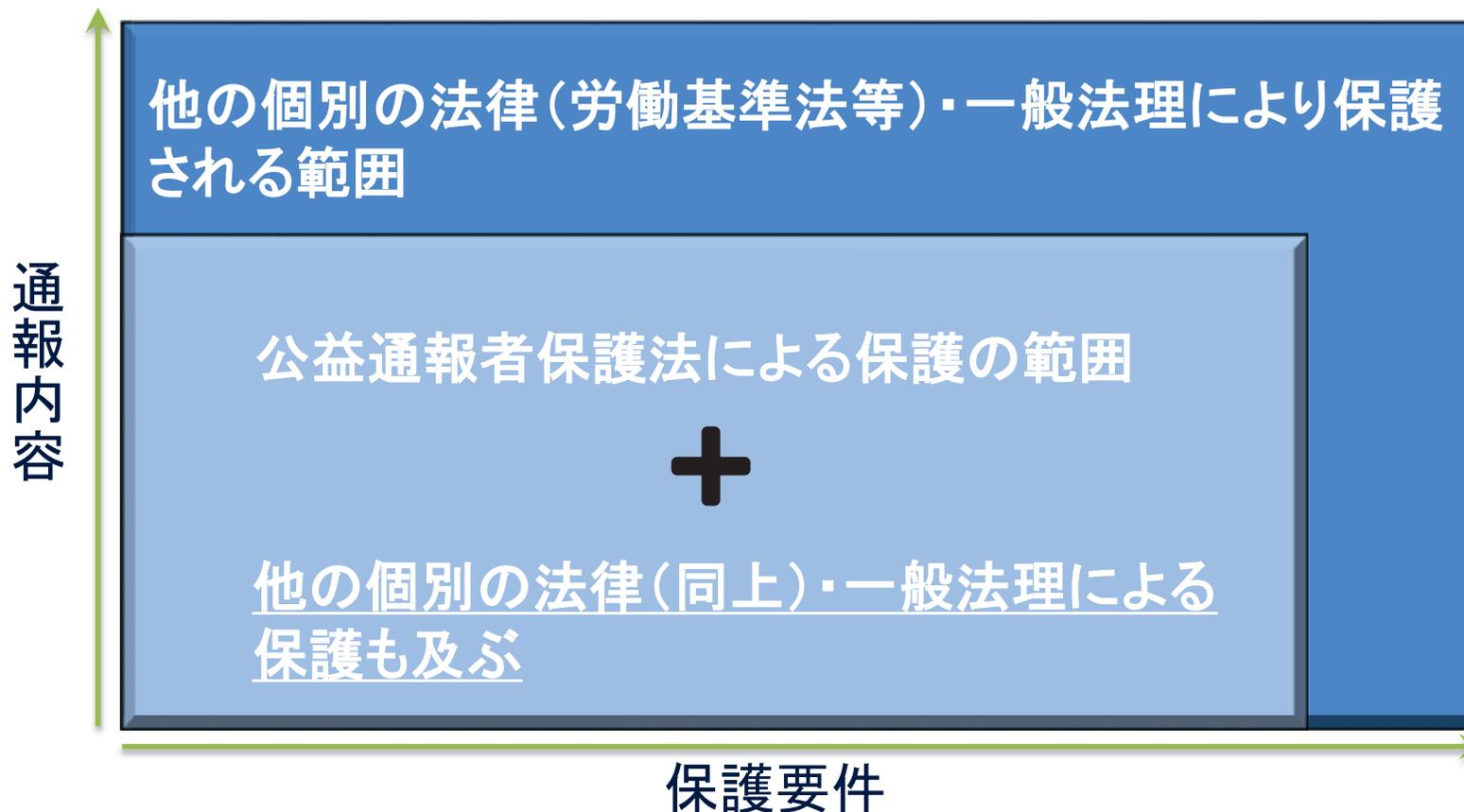
2 前三条の規定は、労働契約法（中略）第十六条の規定の適用を妨げるものではない。

3 前条第一項の規定は、労働契約法第十四条及び第十五条の規定の適用を妨げるものではない。

5. 他の法令による保護

本制度は、通報対象事実に係る通報をしたことを理由とする労働者に対する不利益な取扱いを禁止する他の法令の規定の適用を妨げない。

公益通報者保護法と他の法令との適用関係



【労働契約法における関連規定】

- 第14条 権利の濫用と認められる出向命令の無効
- 第15条 権利の濫用と認められる懲戒の無効
- 第16条 権利の濫用と認められる解雇の無効

【通報者保護規定のある他の個別の法律の例】

- 労働基準法
- 原子炉等規制法
- 鉱山保安法等

【参考】公益通報者保護法案に対する附帯決議(抜粋)

「本法の立法趣旨が通報者の利益の保護を拡充・強化しようとするものであること、及び本法による保護対象に含まれない通報については従来どおり一般法理が適用されるものであることを、労働者、事業者等に周知徹底すること。」

公益通報者保護法に基づく各種ガイドライン

＜公益通報の対象となる 法令違反行為＞

※ 国民の生命、身体、財産等の保護に関わる法律で、本法及び政令で定めた法律（平成30年1月1日現在、464法律）に違反する「犯罪行為」又は「最終的に刑罰につながる行為」

民間事業者向けガイドライン

（民間事業者の法令遵守の確保に資する）

- 国の行政機関向けガイドライン
 - 地方公共団体向けガイドライン
- ＜内部の職員等からの通報＞

（行政機関の法令遵守の確保に資する）



報道機関、消費者団体等

（被害の発生・拡大防止のために必要と認められる者）

事業者

（行政機関を含む）



内部窓口

例. 社内のコンプライアンス窓口等

外部窓口

例. 事業者があらかじめ定めた法律事務所等

公益通報
（内部通報）



公益通報
（その他外部への通報）

公益通報
（行政機関への通報）

公益通報者

（労働者＜公務員を含む＞）

- 国の行政機関向けガイドライン
 - 地方公共団体向けガイドライン
- ＜外部の労働者等からの通報＞
- （事業者の法令遵守の確保に資する）

＜保護の内容＞

- 解雇の無効
- 不利益取扱いの禁止
- 労働者派遣契約の解除の無効



通報窓口

処分等の権限を 有する行政機関

（捜査機関を含む）